

クレーン特別教育

20130307

◇法的根拠

*労働安全衛生法第59条第3項（安全衛生教育）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

*労働安全衛生規則第36条（特別教育を必要とする業務）

法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

- 15 クレーンの運転の業務に係る特別教育（つり上げ荷重5トン未満。ただし、跨線テルハはつり上げ荷重5トン以上）

*クレーン等安全規則第21条

事業者は、次の各号に掲げるクレーンの運転の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

1. つり上げ荷重が5トン未満のクレーン
2. つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ
- 2 前項の特別教育は、次の科目について行わなければならない。
 1. クレーンに関する知識
 2. 原動機及び電気に関する知識
 3. クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
 4. 関係法令
 5. クレーンの運転
 6. クレーンの運転のための合図
- 3 安衛則第37条及び第38条並びに前2項に定めるもののほか、第1項の特別教育に関し必要な事項は、労働大臣が定める。

講習科目

学科

1. クレーンに関する知識(3時間)
2. 原動機及び電気に関する知識(3時間)
3. クレーン運転のために必要な力学に関する知識(2時間)
4. 関係法令(1時間)

実技

1. クレーンの運転(3時間)
2. クレーン運転のための合図(1時間)